

日野市耐震改修促進計画【概要等】

1. 根拠

耐震改修促進法第6条第1項に基づき、東京都耐震改修促進計画の改定の反映や前計画からの文言修正、数値等の時点更新を行う改定する。

2. 構成

- 一、概要（背景と目的、計画の位置づけ、計画期間、対象建築物等）
- 二、耐震化の現状と課題（各対象建築物の現状等）
- 三、取り組みの基本方針（耐震化の目標、重点的に取り組むべき施策等）
- 四、耐震化に関わる総合的な施策の展開（日野市における耐震化施策、税制等に関する支援等）

3. 計画期間

令和3年6月から令和7年度までの4年10か月（今後も必要に応じて見直し）

4. 前回計画(平成28年度から令和3年5月の5年2か月)の振り返り

建築物の種類	平成28年4月	令和3年5月目標値	令和3年5月実績
①緊急輸送道路沿道建築物	88.8%	95%	93.5%
②住宅	83.7%	95%	90.2%
③特定建築物	94.3%	95%	94.7%
④防災上重要な公共建築物	94.3%	100%	100%

- ①特定緊急輸送道路沿道建築物は全232棟ある。そのうち旧耐震基準の建築物は全38棟あり、23棟について耐震化済。（5年2か月間の実績では11棟を耐震化）残り15棟の耐震化を戸別訪問などにより強く働きかける必要がある。
- ②住宅のうち木造戸建て住宅は国都の制度に則り、補助額や補助率を拡充した。また、分譲マンションに関する耐震改修等に対する助成制度を平成28年度に創設し、2棟を耐震化（助成対象は103棟）。耐震化には合意形成や所有者の意思決定に一定の時間を要する。相談体制や情報提供の充実を図り、耐震化率の向上につなげていく必要あり。
- ③建築基準法12条に基づく定期報告による耐震化状況を確認した。今後は特定建築物の所有者等への意識啓発を図る必要あり。
- ④防災上重要な公共建築物は本庁舎の耐震改修・南平体育館の建て替えに伴い、目標値である100%を達成。

5. 耐震化の目標

建築物の種類	令和3年5月実績値	令和7年度目標値	目標設定に関して
①緊急輸送道路沿道建築物	93.5%	95%	目標値については、東京都耐震改修促進計画との整合性や所有者への意識啓発の状況を鑑みて、前回計画値と同様の目標を設定。
②住宅	90.2%	95%	
③特定建築物	94.7%	95%	
④防災上重要な公共建築物	100%	—	
⑤組積造の塀 (本計画より対象に追加)	—	可能な限り解消※	

※棟数の把握は困難なため耐震化率は求めない。